

(仮) 茨木市農林業振興ビジョン策定業務委託
に係るプロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

農林業者の高齢化や担い手不足により、今後農林業の継続が厳しくなっていく中、本市農林業の魅力を高めると共に、多様な担い手が農林業に携われる環境の整備が必要である。他方、環境に配慮した農業やスマート農業などの推進も求められている。それらの課題等に対して効果的な施策を総合的且つ計画的に展開するため、社会経済情勢を踏まえ、概ね10年後の本市農林業の方針を示した計画策定が重要である。

これらを踏まえ、(仮) 茨木市農林業振興ビジョン策定業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

(仮) 茨木市農林業振興ビジョン策定業務委託

(2) 業務の目的

社会経済情勢の変化や新たな農林業の動向を捉え、将来を見据えた農林業振興の方針や施策を検討する必要がある。また、都市農業振興基本法に基づく都市農業の振興に関する計画を兼ねると共に、平成20年3月策定の茨木市里山保全構想・基本計画を改定・包含する総合的な農林業の計画を策定することを目的とする。

※茨木市里山保全構想・基本計画は本市ホームページに掲載済

(3) 業務内容

別添「(仮) 茨木市農林業振興ビジョン策定業務委託 仕様書(案)」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※(仮) 茨木市農林業振興ビジョンについては、令和8年度及び令和9年度の2か年で策定予定。

3 当該業務の予算額等

7,000,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に既に登載されているものについてはこの限りでない。また、起業後2年未満の事業所等については、プロポーザル用の入札参加資格要件を満たせば、本プロポーザルにのみ参加可能とする。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去5年間において、本業務と同種の業務で請負金額が5,000,000円以上の業務の履行実績があること。
なお、同種の業務とは、農業に関する計画策定及び改定業務をいう。
- (5) 農業部門の専門科目が農村地域・資源計画又は、総合技術監理部門の専門科目が農村地域・資源計画の技術士を雇用していること。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで農林振興課宛送信すること。
提出期限：令和8年5月22日（金）午後3時まで（必着）
提出先：茨木市都市活力部農林振興課
E-mail：nourinshinko@city.ibaraki.lg.jp
※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。
- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。
回答日：令和8年5月26日（火）午前9時から
掲載場所：茨木市ホームページ 農林振興課のページ

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式3号）
- ② 業務実施体制調書（様式4号-1～様式4号-2）
- ③ 技術士（農業部門の専門科目が農村地域・資源計画又は、総合技術監理部門の専門科目が農村地域・資源計画）登録等証明書の写し

イ 提出先：茨木市都市活力部農林振興課（茨木市役所本館7階）

ウ 提出期限：令和8年5月27日（水）午後3時まで

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

※受付時間は、平日午前9時から午後4時まで

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により事務局で審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により6月1日（月）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに農林振興課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（様式・枚数は任意、A4サイズ）

次の提案課題ごとにわかりやすく、かつ簡潔に記載すること。

【提案課題】

- ① （仮）茨木市農林業振興ビジョン策定における全体的な方針
※計画で策定すべきポイントや構成、イメージなどを分かりやすく記載すること。
- ② 都市農業振興基本法に基づく、都市農業振興基本計画を兼ねていると共に、平成20年3月策定の茨木市里山保全構想・基本計画の改定・包含していることについて

- ③ 市民意識調査の手法と支援策
 - ※市民意識調査の手法やタイミングを具体的に示し、発注者と受注者の役割を具体的に示すこと。
- ④ 業務の実施方針、取組体制、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいことについて
 - イ 作業スケジュール（任意様式）
 - ウ 参考見積書及び内訳書
 - ※受託希望の金額を記入すること。なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴取する。
 - ※「ウ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）」については、正本のみ提出すること。
- (3) 資料記載上の留意事項
 - 上記、ア、イの副本には、企業名を入れないこと。
- (4) 提出方法等
 - ア 提出期限：令和8年6月17日（水）午後3時まで（厳守）
 - イ 提出場所：茨木市役所本館7階 都市活力部農林振興課事務室
 - ウ 提出方法：持参に限る
 - ※受付時間は、平日午前9時から午後4時まで
 - エ 提出部数
 - 正本1部
 - 副本10部
- (5) 企画提案書等に対する質問
 - 企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

プロポーザルの審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 審査

提出された企画提案書等を下記10(1)～(2)で示す審査基準に基づいて審査するとともに、プレゼンテーションによる審査を令和8年6月26日（金）に実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ただし、提案者が5者以上の場合は第1次審査を行い、評価の高い提案者から4者に絞り、プレゼンテーションを第2次審査として実施する。

- ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。
- イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、ケーブル、スクリーンは、市で用意する。
- ウ 提案者の出席は、3人以内とする。
- エ プレゼンテーションは、1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は、説明15分、質疑応答10分の計25分とする。

(2) 審査結果の通知

ア 第1次審査を行わない場合

令和8年6月19日（金）までにその旨等を提案者全者に電子メールまたは電話により通知し、令和8年6月26日（金）にプレゼンテーションによる審査を行う。

イ 第1次審査を行う場合

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和8年6月19日（金）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式8号）により郵送に通知する。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和8年6月24日（水）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

ウ プレゼンテーションによる審査（第2次審査）

① 結果通知

プレゼンテーションによる審査（令和8年6月26日（金））の結果は、令和8年7月1日（水）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式9号）により郵送にて通知する。

② 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、令和8年7月6日（月）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

ア 第1次審査〈事務局審査〉

審査基準	審査内容			配点	
業務実施体制 調書等内容	担当者の人員配置や業務体制など、実施事業のための十分な体制が取れているか。			50	
	審査項目				
	従事者数 (20点満点)		4点/人		
	統括責任者 (10点満点)	同種業務経験あり			5点
		実務経験年数	20年以上		5点
			15年以上		4点
		10年以上	3点		
担当者 (20点満点)	担当者のうち 同種業務経験者が50%以上		10点		
	実務経験年数	5年以上が50%	10点		
		3年以上が50%	6点		
1年以上が50%		2点			
業務実績調書 等内容	同種業務の実績は十分か。 同種：「農業部門等に関する行政計画の策定業務」、「都市農業の振興に関する計画策定（または見直し）業務」、「農林業振興に関する計画策定業務」等			50	
	審査項目				
	同種業務実績数 (50点満点)		5点/1件		
提案額 (参考見積額)	業務内容に見合った適正な見積となっているか。			100	
	$(A/B) \times 100$ 点 A = 全参加者の中での最低見積金額 B = 提案者の見積金額				
合計				200	

イ 第2次審査〈プレゼンテーションによる委員審査〉
 (配点は委員1人あたり)

提案課題	審査基準・内容	配点
【提案課題1】 (仮)茨木市農林業振興ビジョン策定における全体的な方針	社会経済情勢や本市農林業の特性を踏まえた提示がなされているか。	15
	本業務の目的や仕様書(案)を踏まえ、計画構成などが魅力的かつ具体的な提案がなされているか。	15
	他市事例などを踏まえ、具体的な提案がなされているか。	10
【提案課題2】 都市農業振興基本法に基づく、都市農業振興基本計画を兼ねると共に、平成20年3月策定の茨木市里山保全構想・基本計画を改定・包含していることについて	都市農業の多面的機能の活用方針について提示されているか。	10
	社会経済情勢等を踏まえ、里山の多面機能の保全や活用方針について提示されているか。	10
【提案課題3】 市民意識調査の手法と支援策	市民意識調査の手法やタイミングが具体的に示され、妥当なものとなっているか。	10
	発注者と受注者の役割が具体的に示され、妥当なものとなっているか。	10
【提案課題4】 業務の実施方針、取組体制、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいことについて	仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	10
	これまで実施してきた取組などを踏まえ、理論的な提案がなされているか。またスケジュール・実施方法等妥当な提案がなされているか。	10
合計		100

※委員審査については各項目5段階にて採点する。

(2) 配点

- ① 事務局審査 200点
- ② 委員審査 700点 (100点×7委員)
- ①と②の合計 900点とする。

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、令和8年度の提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) (1)及び(2)による候補者が複数ある場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 参加資格を認められた者が1者であった場合、又は参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和8年5月22日(金)
質問に対する回答	令和8年5月26日(火)
参加申込期間	令和8年5月14日(木) 午前9時から 令和8年5月27日(水) 午後3時まで (厳守) ※土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後4時までとする。
参加資格審査結果通知	令和8年6月1日(月)
企画提案書提出期間	令和8年6月2日(火) 午前9時から 令和8年6月17日(水) 午後3時まで (厳守)
第1次審査	令和8年6月18日(木) (予定)
審査結果通知	令和8年6月19日(金) (予定)
第2次審査	令和8年6月26日(金) (予定)
審査結果通知	令和8年7月1日(水) (予定)
契約締結	令和8年7月7日(火) (予定)
業務開始	令和8年7月7日(火) (予定)

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額(参考見積額)が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点(選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市都市活力部農林振興課 担当 村山・内田・正木
TEL 072-620-1622 (直通)
FAX 072-620-2289
E-mail: nourinshinko@city.ibaraki.lg.jp